

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年11月30日（月） 号外第95号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（61）（人事企画課）・・・ 3
- ◇ 人委規則 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（12）（給与課）・・・ 7

=====公布された条例のあらまし=====

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 令和2年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げる。

(ア) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 0.76月分（現行 0.81月分）

(イ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 0.96月分（現行 1.01月分）

(ウ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 0.37月分（現行 0.42月分）

(エ) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 0.47月分（現行 0.52月分）

イ 令和3年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(ア) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.785月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.81月分）

(イ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.985月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.01月分）

(ウ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.395月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.42月分）

(エ) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.495月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに0.52月分）

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 任期付研究員及び任期付職員の令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を1.475月分（現行 1.525月分）に引き下げる。

イ 任期付研究員及び任期付職員の令和3年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.5月分（現行 6月及び12月に支給されるものそれぞれに1.525月分）とする。

(3) 施行期日は、令和3年4月1日とする(1)イ及び(2)イを除き、公布の日とする。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 61 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年鳥取県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 16 条の 7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の76</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の96</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の37</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の47</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第 16 条の 13 職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 16 条の 7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の81</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の101</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の42</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の52</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第 16 条の 13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(勤勉手当) 第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の78.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の39.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の76</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の96</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の37</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>

第6条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の121.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の90.5</u>以上<u>100分の152</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の114.5</u>以上<u>100分の192</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の83</u>以上<u>100分の90.5</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5</u>以上<u>100分の114.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の74.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の94.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の74.5</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の94.5</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の95.5</u>以上<u>100分の162</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の119.5</u>以上<u>100分の202</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88</u>以上<u>100分の95.5</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の103.5</u>以上<u>100分の119.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の79.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の99.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の79.5</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の99.5</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲</p>

<p>内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37未</u>満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47未</u>満)</p> <p>2 略</p>	<p>内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の42</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の42未</u>満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52未</u>満)</p> <p>2 略</p>
--	--

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員 (次条において「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93以上100分の157</u>以下 (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の117以上100分の197</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85.5</u>以上 <u>100分の93未</u>満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の101以上100分の117未</u>満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77未</u>満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の97未</u>満)</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員 (次条において「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の90.5</u>以上<u>100分の152</u>以下 (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の114.5</u>以上<u>100分の192</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の83</u>以上<u>100分の90.5未</u>満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の98.5</u>以上<u>100分の114.5未</u>満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の74.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の74.5未</u>満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5未</u>満)</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに</p>

<p>該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の39.5</u>超 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の49.5</u>超)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の39.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の49.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の39.5</u> 未満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の49.5</u> 未満)</p> <p>2 略</p>	<p>該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37</u>超 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47</u>超)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37</u> 未満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47</u> 未満)</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第61号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。